

令和 5 年度

第 1 2 回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和 6 年 2 月 2 7 日（火）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎 3 階

第 3 研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第12回総会 議事録

令和6年2月27日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

(農業委員：15名)

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 (欠席)	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 (欠席)
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 (欠席)	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 (欠席)
19 番 江寄 正雄	

(農地利用最適化推進委員：17名)

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 柴山 守男
7 番 木全 博	8 番 浅井 孝義
9 番 安田 正雄	10 番 立山 克生
11 番 青山 豊	12 番 後藤 充治

1 3 番 梶田 政弘
1 5 番 市川 隆久
1 7 番 川井 達朗

1 4 番 森 義光
1 6 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：4名)

5 番 坂井 利弘
1 5 番 浅野 富士男

1 2 番 内藤 秀基
1 8 番 杉本 ひろ子

(農地利用最適化推進委員：0名)

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第12回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第12回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中15名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。19番 江寄正雄委員さん、1番 酒井敏夫委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたしますが、議案第1号85番につきましては、星野幸代委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しく申し上げます。

<星野幸代委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第1号85番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第1号85番についてご説明申し上げます。事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。ページをめくりまして、4ページをご覧ください。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。85番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号85番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<星野幸代委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第1号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の1ページをご覧ください。引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました85番を除き、所有権移転15件です。詳細は、2ページから5ページとなります。

73番から75番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。76番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

77番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。3ページの78番と4ページの87番につきましては、経営の効率化を図るため、お互いの世帯が所有する農地の所有権を移転されるものです。79番から81番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。82番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。4ページの83番、84番、86番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。5ページの88番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可15件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の6ページをご覧ください。議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、7ページをご覧ください。

7番につきましては、自己用住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第２号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の８ページをご覧ください。議案第３号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転８件、賃借権設定５件、使用貸借権設定９件です。詳細は、９ページから１３ページとなります。

９ページの２３７番から１１ページの２４９番につきましては分家住宅、２５０番につきましては有料老人ホーム・老人デイサービスセンターを建築するものです。以上、１４件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。２５１番から１２ページの２５６番につきましては駐車場として利用されるものです。１３ページの２５７番、２５８番につきましては、駐車場兼仮設事務所として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第５条許可２２件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」
- ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの5件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページの所有権移転24件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、10ページの3件です。11ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書２冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉 会（午後２時２５分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 江寄 正雄

署名者 酒井 敏夫